



2022年5月19日

各 位

会社名 株式会社ゴルフ・ドゥ
代表者名 代表取締役社長 佐久間 功
(コード番号: 3032 名証ネクスト市場)
問合せ先 執行役員 経営管理本部長 並木 健二
電話番号 048-851-3111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2022年6月25日開催予定の第35期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 事業目的の追加および削除

今後の事業内容の多様化に対応するとともに、当社事業の現状に即すため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加および削除するものであります。

(2) 取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数

今後の事業展開の促進及び経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第18条(取締役の員数)第1項につきまして取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数を4名以内から6名以内に変更するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月25日（予定）

以 上

【別紙】

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～7. (条文省略)</p> <p><u>8. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに管理</u></p> <p><u>9. 損害保険代理業</u></p> <p><u>10. 輸出入業</u></p> <p><u>11. 飲食業</u></p> <p><u>12. 旅行代理店業</u></p> <p><u>13. 携帯電話及び情報通信機器類の販売及び役務の提供業務</u></p> <p><u>14. スポーツ用品並びにスポーツ関連用品の卸販売</u></p> <p><u>15. スポーツ用品並びにスポーツ関連用品の自主企画商品開発及び製造</u> (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p><u>16. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結決算書類に記載または表示すべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～7. (現行どおり) (削 除)</p> <p><u>8. 損害保険代理業</u></p> <p><u>9. 輸出入業</u></p> <p><u>10. 飲食業</u></p> <p><u>11. 旅行代理店業</u></p> <p><u>12. 携帯電話及び情報通信機器類の販売及び役務の提供業務</u></p> <p><u>13. スポーツ用品並びにスポーツ関連用品の卸販売</u></p> <p><u>14. スポーツ用品並びにスポーツ関連用品の自主企画商品開発及び製造</u></p> <p><u>15. 健康食品及び雑貨の販売</u></p> <p><u>16. 健康食品及び雑貨の卸販売</u></p> <p><u>17. 健康食品及び雑貨の企画商品開発及び製造</u></p> <p><u>18. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は（監査等委員であるものを除く。）は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） （条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は（監査等委員であるものを除く。）は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>附則 （監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p><u>第1条（現行どおり）</u></p> <p><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>（2）前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>（3）本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	---

注. 変更のない条文の記載は省略しております。